

## 事務局資料

---

2022年10月24日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

# 目次

---

- I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗
  
- II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点
  - A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営
  - B) その他検討すべき事項
    - ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
    - ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
    - ③ 更なる透明性の確保
    - ④ 品質管理体制の充実
    - ⑤ 公認会計士の能力開発その他
  
- III. ご議論いただきたい事項

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

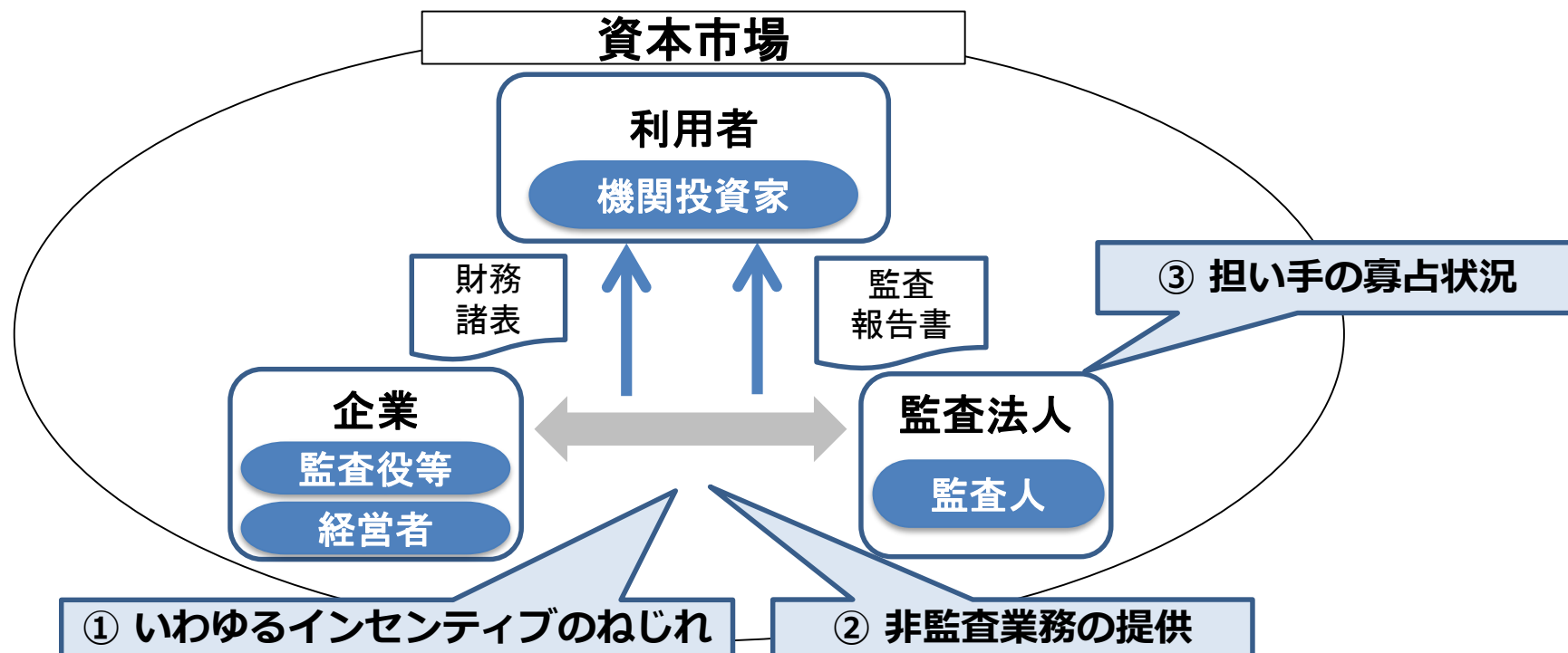
### II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

- A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営
- B) その他検討すべき事項
  - ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
  - ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
  - ③ 更なる透明性の確保
  - ④ 品質管理体制の充実
  - ⑤ 公認会計士の能力開発その他

### III. ご議論いただきたい事項

# 資本市場における監査人の役割と課題

- 監査人は、財務情報の信頼性を確保することを通じて、市場の公正性・透明性を確保するとともに、投資者・債権者の保護を図るという重要な役割を担っている。(いわゆる資本市場のゲートキーパーとしての役割<sup>(注)</sup>)
- こうした役割を果たすに際し、現在の監査市場では、
  - ① いわゆるインセンティブのねじれ(利用者に対し企業の財務情報の信頼性についての意見を示す役割を担いながら、報酬は監査対象である企業から支払われている)、
  - ② 非監査業務の提供に伴う利益相反や独立性の懸念、
  - ③ 監査の担い手が寡占状況にあり、監査品質を高める競争原理が十分に働かない懸念等の構造的な課題が指摘されている



(注)「Gatekeepers: the Professions and Corporate Governance」(John C. Coffee Jr., Oxford University Press, Oxford, 2006)では、ゲートキーパーの役割として、不正行為を行う企業の資本市場への参加を防止することや、企業から資本市場への情報提供に介入し情報の信頼性を確保することが挙げられている。

# 監査の品質管理に関する基準の改訂

— 「あらかじめ定められた品質管理」から「リスク・アプローチに基づく主体的な品質管理」へ —

- 企業会計審議会において、監査事務所における品質管理に関する基準（品質管理基準）を改訂（2021年11月16日）。
- 改訂前の品質管理基準が、監査事務所に対し、あらかじめ定められた一定の品質管理の方針と手続の整備を求めるものであったところ、改訂後の品質管理基準では、監査事務所自らが、品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害するリスクを積極的に識別・評価し、監査事務所として主体的に対応することが求められる（2023年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から実施<sup>(注)</sup>）。

## 改訂前の品質管理基準

あらかじめ定められた一定の品質管理の方針及び手続を整備

## 改訂後の品質管理基準

リスク・アプローチに基づき、監査事務所が実施する業務の内容や監査事務所の状況に応じた<sup>(※)</sup>「品質管理システム」を整備

- ① 品質目標の設定
- ② 品質リスクの識別・評価
- ③ 当該リスクに対する対応の整備

<sup>(※)</sup>上場会社等の監査を行う監査事務所については、監査業務の公益性に鑑み、充実した品質管理システムの整備が求められる。

➡ 経済社会の変化に応じ、主体的にリスクを管理することで、質の高い品質管理が可能に。

(注) 公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る財務諸表の監査から実施。改訂品質管理基準中、品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる。また、早期の実施は妨げない。

# 改正倫理規則における「報酬」と「非保証業務」の概要

- 日本公認会計士協会において、国際会計士倫理基準審議会の倫理規程の改訂等を踏まえ、2022年7月に倫理規則を改訂。
- 改正倫理規則は、2023年4月1日から施行。ただし、非保証業務に係る規定については、2024年4月1日以降に締結した契約から適用。

## 報酬関連

### 1 報酬依存度に基づく辞任ルール

- 社会的影響度の高い事業体(PIE)の監査について、以下のルールを導入
  - ① 報酬依存度が2年連続で15%を超える場合はその旨の開示
  - ② 5年連続で15%を超える場合は原則として監査人を辞任

(注) PIE以外の事業体の監査については、報酬依存度が5年連続で30%を超える場合、セーフガード(レビューの実施)が求められる

### 2 報酬関連情報の開示

- 監査人において、監査報酬、非監査報酬、報酬依存度を開示

## 非保証業務関連

### 1 自己レビューの阻害要因が生じる可能性のある非保証業務の提供禁止

- PIEである依頼人に対しては、これまで重要性の判断やセーフガードの適用により提供可能とされていたものを含め、自己レビューが生じる可能性のある非保証業務の提供を包括的に禁止

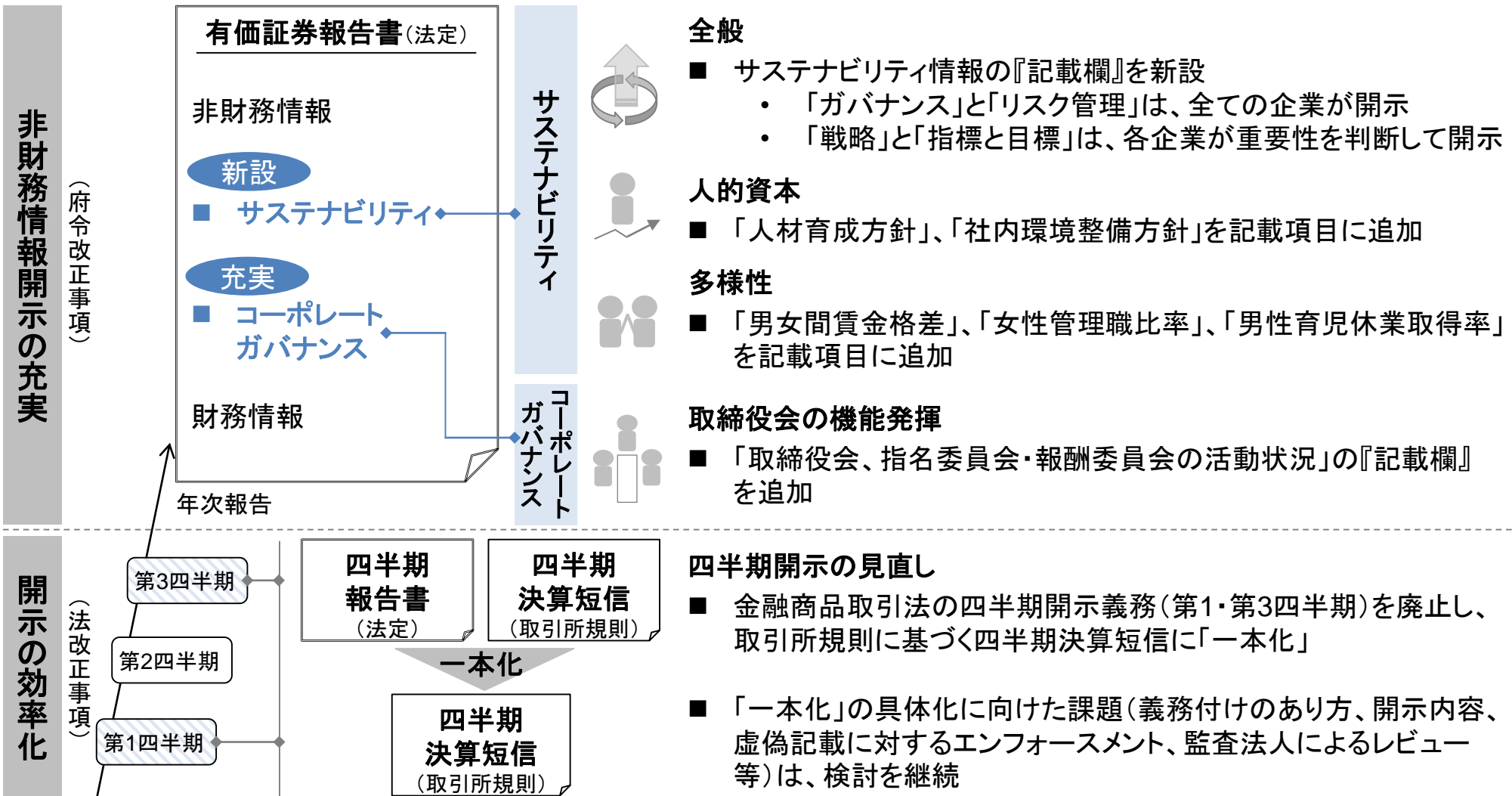
### 2 監査役等の事前了承

- PIEである依頼人から非保証業務を受嘱するに際し、監査役等に非保証業務に係る情報(内容や独立性の阻害要因の評価等)を提供した上で、監査役等から事前了承を得ることを求める

# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

(2022年6月13日公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

# コーポレートガバナンスに関する開示

- 2018年と2022年の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ(DWG)において、コーポレートガバナンスに関する開示の充実に向けた提言がされた

## 前回DWG報告と現時点までの進捗

- 有価証券報告書において構成や委員会等の設置目的・権限等の情報を記載  
→ガバナンスに関する基本的な情報の開示が進展
- 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容を有価証券報告書において記載<sup>(注1)</sup>  
→役員報酬の決定過程の開示が進展した一方、取締役会及び委員会等の活動状況の開示については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示で一定の進展が見られるが、有価証券報告書ではなお限定的

- 有価証券報告書に活動状況(開催頻度、主な検討事項、出席状況等)を記載<sup>(注2)</sup>  
→監査役会等の活動状況の開示が進展

## DWG報告における提言

- 有価証券報告書に活動状況(開催頻度、主な検討事項、出席状況等)の『記載欄』を追加
- 詳細な情報については、コーポレート・ガバナンス報告書や任意開示書類を参照可

- デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性について、開示項目に追加

取締役会・委員会等(任意で設置するものを含む)

共通記載事項

取締役会・指名委員会  
・報酬委員会等

監査に関する信頼性の確保

(注1)2019年3月期から適用  
(注2)2020年3月期から適用



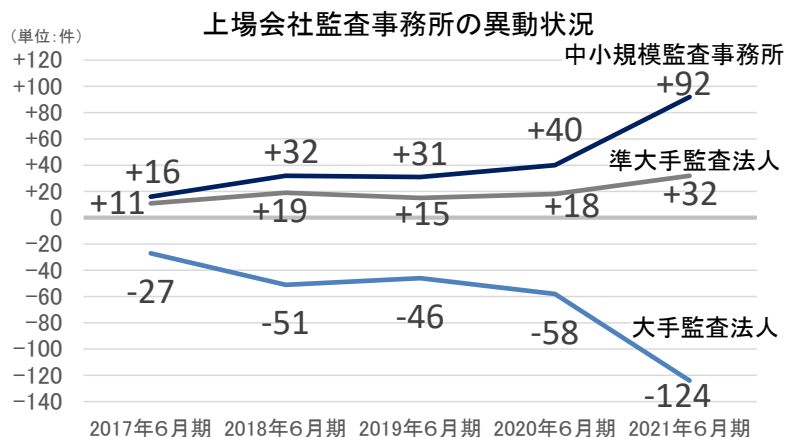
# 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(2022年5月成立) 概要

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、  
**会計監査の信頼性確保**や公認会計士の**一層の能力発揮・能力向上**に資する公認会計士制度を実現

## 会計監査の信頼性確保

### 上場会社監査に関する登録制の導入

背景: 上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の**登録制を導入**  
【公認会計士法第34条の34の2等】
  - 登録に際し、日本公認会計士協会が**適格性を確認**  
【公認会計士法第34条の34の6】
  - 上場会社の監査事務所に対し、**適切な体制整備を規律付け**  
(監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実を想定)  
【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。  
【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

### 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

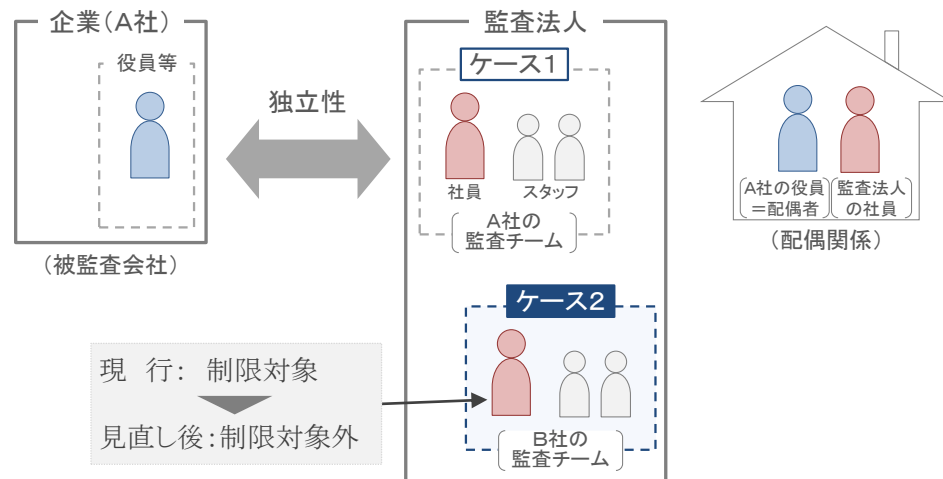
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し  
【公認会計士法第49条の4第2項】

## 公認会計士の能力発揮・能力向上

### 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景: 共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に**業務制限の対象を限定**  
(現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象)  
【公認会計士法第34条の11第1項】



### <その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加【公認会計士法第17条】
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)【公認会計士法第3条】
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備  
【公認会計士法第21条】
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進  
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ) 【公認会計士法第44条第1項】

# 英国「監査事務所のガバナンス・コード」の改訂

- 2022年4月13日、英国財務報告評議会(FRC)は、「監査事務所のガバナンス・コード改訂」(原題:FRC Audit Firm Governance Code – April 2022)を公表。
- 対象となる監査事務所に対して、Comply or Explainベースで遅くとも2024年9月30日までに全てに対応(可能な限り早急に対応)することを要求。

## 主な改訂内容

### 1 ガバナンス・コードの対象範囲の拡大

- コードの対象範囲について、他の規制との整合性を考慮し、これまでの20社以上の上場企業を監査する監査事務所から、**20社以上のPIE又は1社以上のFTSE350を監査する監査事務所を対象とするように変更。**

### 2 ガバナンス機能の強化

- 監査事務所の**ボードの議長とシニアパートナー・最高経営責任者との役割を分離。**
- 監査事務所のボードの構成に関する基準(criteria)を導入し、**監査事務所における独立した非業務執行者(INEs: Independent Non-Executives)の地位を強化。**

### 3 業務運営上の分離

- 4大監査事務所については、2021年2月にFRCより公表された「業務分離の原則」(原題:The FRC's Principles of Operational Separation)に従い、**監査業務と非監査業務の業務分離を要求。**あわせて、以下についても規定。
  - 監査事務所全体を監視するINEsと監査業務を監視する監査業務非執行者(ANEs: Audit Non-Executives)の役割の明確な区別
  - ANEsが過半数となる独立した監査業務監視委員会(Audit Board)の設置を要求
  - INEsとANEsの双方の役割を果たす者(double-hatter)の選任が必要

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

- ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
- ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
- ③ 更なる透明性の確保
- ④ 品質管理体制の充実
- ⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項

# 監査法人のガバナンス・コード導入後の監査法人の取組み①

- 監査法人のガバナンス・コードは、「大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定」されており、足下、全ての大手監査法人(4監査法人)がガバナンス・コードを受け入れている。
- 大手監査法人以外においても、全ての準大手監査法人(5監査法人)と一部の中小監査法人(9監査法人)がガバナンス・コードを受け入れている(大手監査法人を含め合計18監査法人、2022年9月末現在)。
- 全ての大手監査法人と準大手監査法人は、全ての原則を適用しているのに対して、ガバナンス・コードを受け入れている中小監査法人の中には、一部の原則を適用していないところもみられる。また、上場会社監査を担う中小監査法人の中には、コードを受け入れていないものの、各事務所のウェブサイトにおいて、当該コードへの対応状況等を公表しているところも存在している。

## 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

監査法人のガバナンス・コード	大手・準大手	中小
原則1 監査法人が果たすべき役割	全て適用	全て適用
原則2 組織体制(経営機能)		全て適用
原則3 組織体制(監督・評価機能)		一部適用
原則4 業務運営		全て適用
原則5 透明性の確保		一部適用

(注1) 大手監査法人とは、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人、PwCあらた有限責任監査法人をいう。

(注2) 準大手監査法人とは、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC京都監査法人をいう。

(注3) 中小監査法人とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査法人をいう。

## 上場会社監査を担う中小監査事務所の状況

(事務所数)	
上場会社監査を担う中小監査事務所	116
ガバナンス・コードを採用している監査事務所	9
ウェブサイト等において、ガバナンス・コードへの対応状況等を公表している監査事務所	20

[出典] 2021年度において上場会社監査を行った中小監査事務所を対象(2022年9月末現在において合併等により存在しない監査事務所を除く)として、各監査事務所のウェブサイトにて公表している情報等をもとに金融庁で作成

# 監査法人のガバナンス・コード導入後の監査法人の取組み②(経営機能)

- 大手・準大手監査法人における組織体制(経営機能)については、意思決定機関と執行機関を分ける例がみられる。
- 一方、中小監査法人の多くは、特別な経営機関を置かず代表社員中心の組織的運営を行っているが、規模が大きい法人やガバナンス・コードを受け入れている法人では、意思決定機関と執行機関を分ける例もみられる(コードを受け入れている9法人のうち7法人)。

## 大手・準大手監査法人

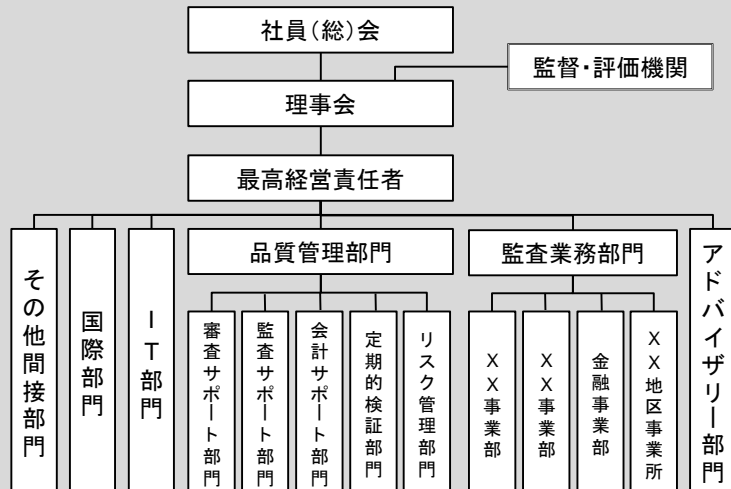
## 中小監査法人

### 意思決定機関

- ✓ 社員(総)会の下に理事会等の機関を設置し、意思決定機関と執行機関を分ける例がみられる

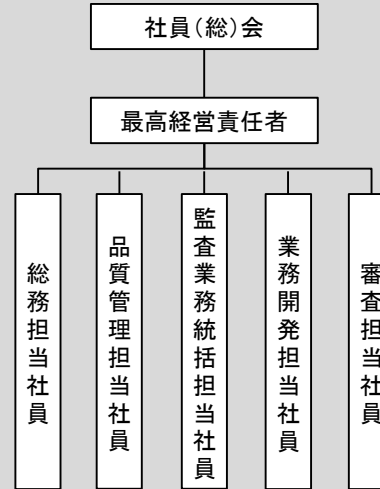
- ✓ 社員(総)会で多くの意思決定を行う
- ✓ 規模が大きい法人では、社員(総)会の下に理事会等の機関を設置し、準大手と同様、意思決定機関と執行機関を分ける例がみられる

大手・準大手監査法人における組織体制のイメージ



(注) 準大手監査法人において、上図表より簡素化しているところが多い

中小監査法人における組織体制のイメージ



中小監査法人における特別な経営機関の設置状況

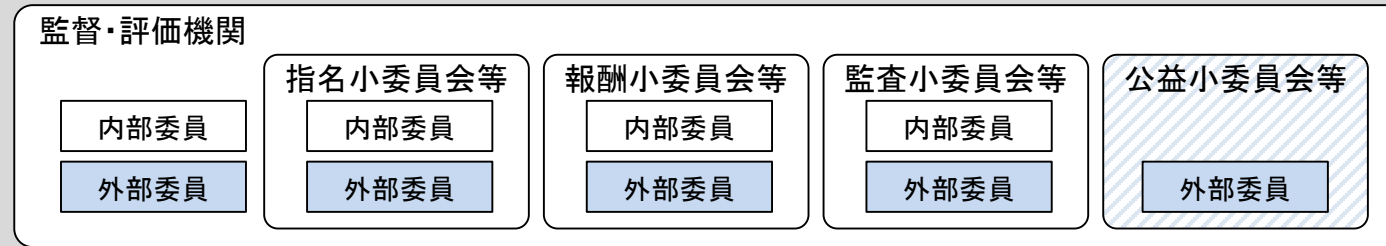
		あり	なし
所属 会計士 数	60~80人未満	2	0
	40~60人未満	0	0
	20~40人未満	4	1
	20人未満	1	1
金商 法等 監査	30~40社未満	2	0
	20~30社未満	2	0
	10~20社未満	1	1
	10社未満	2	1

# 監査法人のガバナンス・コード導入後の監査法人の取組み③（監督・評価機能）

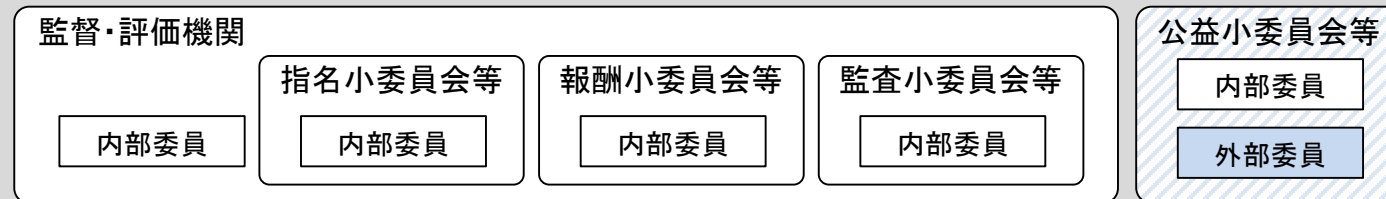
□ 大手・準大手監査法人では、監督・評価機関に独立第三者を含める例や独立機関を設置する例がみられるが、準大手における監督評価・機関の権限や独立第三者の活用状況は大手に比べ限定的となっているところが多い。一方、中小監査法人では、監督・評価機関を設置していないところが多いが、説明責任の強化等を図るため、業務運営上の会議に独立第三者が参加する例や外部アドバイザーを選任する例がみられる。

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
監督・評価機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 監督・評価機関を設置</li> <li>✓ 指名・報酬・監査・公益の小委員会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 監督・評価機関を設置（その権限は大手と比べ限定的となっているところが多い）</li> <li>✓ 指名・報酬・監査の小委員会を設置していない法人が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 監督・評価機関を設置していないところが多い</li> <li>✓ 指名・報酬・監査の手続を明らかにしていないところが多い</li> </ul>
独立第三者の活用・補佐	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記機関・委員会の構成員に独立第三者を活用（人事・報酬等にも関与）</li> <li>✓ 独立第三者を補佐する事務局を設置し必要な情報提供を行う体制を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 構成員に独立第三者を活用（大手と比べ役割・関与は限定的となっているところが多い）</li> <li>✓ 独立第三者を補佐する体制が明らかにされていないところもみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 準大手と比べると独立第三者の活用は限定的（業務運営上の会議に独立第三者を参加させる例や外部アドバイザーを選任する例もみられる）</li> </ul>

## 既存の監督・評価機関の構成員に独立第三者を含めるパターン



## 別途設置した独立機関の構成員に独立第三者を含めるパターン



## 中小監査法人における監督・評価機関の設置状況

		あり	なし
所属会計士数	60～80人未満	2	0
	40～60人未満	0	0
	20～40人未満	2	3
	20人未満	1	1
金商法等監査	30～40社未満	2	0
	20～30社未満	1	1
	10～20社未満	1	1
	10社未満	1	2



# 監査法人のガバナンス・コード導入後の監査法人の取組み④（業務運営）

- 大手監査法人であっても、全体会議や業務運営会議等を通じて、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに、経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備している。
- 大手・準大手監査法人では、中長期的な人材育成方針を定め教育・訓練を行うとともに、多様な業務機会を提供するなどの人材育成に取り組んでいる。これに対して、中小監査法人の多くは、監査実施者の経験や能力、被監査会社の業種などに応じた研修を提供することが困難となっている状況。一方で、一部の法人では、職員別の研修体系を整備しているところもみられる。
- 大手・準大手監査法人では、監査品質を重視した人事評価を実施。これに対して、中小監査法人では、定期的な社員評価を実施していないところもみられる。また、社員評価を実施しているところでも、人事評価の方針や手続を定めていないところも多い。一方で、一部の法人の中には、監査品質を重視した人事評価方針・制度を整備している例もみられる。
- 大手監査法人では、監査業務部門を地域又は業務内容に応じた複数の部門に分け、監査業務をサポートする品質管理部門等を設置するなど、中小と比べ、より機能に特化した体制を整備。なお、準大手の中には、規模の拡大に対して均質な品質を維持するための業務管理態勢の見直しが不十分なところもみられる。これに対して、中小監査法人では、社員及び常勤職員が品質管理に十分な時間を割けていない状況がみられるほか、複数の監査部門がそれぞれ独立して運営され、法人一体としての品質管理が行われていない例もみられる。品質管理の水準が担当者の能力や関与時間に依存することになり、また、知識や経験が組織に蓄積されにくいなど、大手と比べて脆弱な体制となっている。

## 大手・準大手監査法人

## 中小監査法人

### 人材育成、 教育・訓練、 人事評価

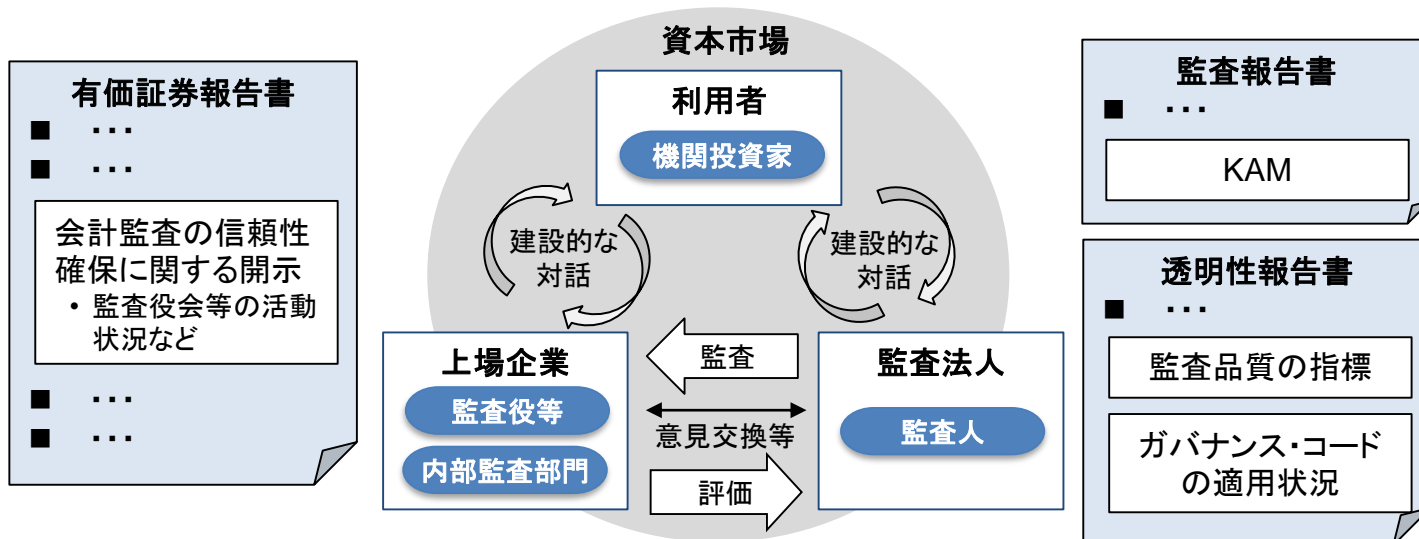
- ✓ 人事部門等に研修実施の専門部署を設置、年次別や職階別の研修体系の整備・運用
- ✓ ネットワーク・ファームへの海外駐在や監査法人外部への出向など、多様な業務機会を提供
- ✓ 定期的な品質管理システムの検証評価等を社員評価に反映させるなど、監査品質を重視した人事評価を実施

- ✓ 比較的規模の大きい事務所を除き、社員及び職員の継続的専門研修制度の履修状況のみを確認したり、公認会計士協会が提供するDVD等を視聴させるにとどまっている
- ✓ 定期的な社員評価を実施していない法人もあるが、社員評価を実施している法人でも、方針及び手続を明確に定めていないケースが多い

# 監査法人のガバナンス・コード導入後の監査法人の取組み⑤(透明性の確保)

- 大手監査法人では、開示情報を充実させ、より広い範囲の資本市場参加者との対話を実施している。準大手監査法人の多くは、大手と比べ開示情報の記載内容が簡略化され、投資家等との意見交換も単独では実施していない。
- 中小監査法人の場合、さらに開示項目が簡略化され、被監査会社の監査役等との意見交換に留まる傾向がある。一方で、透明性確保の意義・重要性を認識し、開示情報の充実や市場参加者との対話を行う例もみられる。

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ウェブサイトにおいて、「ガバナンス・コードの適用状況」、「透明性報告書」及び「監査品質の指標(AQI)」を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ すべての準大手が「ガバナンス・コードの適用状況」と「透明性報告書」を公表しているものの、「AQI」は公表していないところもみられる(いずれも大手と比べ記載内容は簡略)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小の多くは「ガバナンス・コードの適用状況」が簡潔な説明に留まっているが、一部で「透明性報告書」や「AQI」も公表(準大手と比べ記載項目・内容は簡略)</li> </ul>
市場参加者等との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 被監査会社との意見交換や監査品質に係るサーベイの実施に加え、独立第三者を交えて機関投資家等との対話を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 被監査会社との意見交換に加え、監査品質に係るサーベイや会計士協会主催の投資家向け討論会を利用した意見交換を実施する例もみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 被監査会社の監査役等との意見交換に留まる傾向にあるが、一部で監査品質に係るサーベイの実施や投資家等との対話を実施</li> </ul>



中小監査法人における原則5「透明性の確保」の適用状況

		適用	不適用
所属会計士数	60～80人未満	2	0
	40～60人未満	0	0
	20～40人未満	1	4
	20人未満	1	1
金商法等監査	30～40社未満	2	0
	20～30社未満	0	2
	10～20社未満	1	1
	10社未満	1	2



# 上場会社監査を担う中小監査事務所の情報開示の在り方

金融審議会  
公認会計士制度部会  
報告(2022年1月)

登録を受けた監査法人・公認会計士には、上場会社監査に係る体制整備や情報開示(注)等について、より高い規律付けを求める

(注)情報開示の内容として、例えば、①品質管理、②ガバナンス、③IT・デジタル、④人材、⑤財務、⑥国際対応の6つの観点が考えられるとの意見があった。

## 中小監査事務所の基盤整備・強化

- 中小監査事務所がその特色や個性を活かしつつ監査業務を実施するためには、以下に挙げるような基盤を整備し、その取組みについての対外的な開示を強化していくことが資本市場の信頼性の更なる確保につながる
- 監査法人のガバナンス・コードの適用と適用状況を透明性報告書として開示するなどといった中小監査法人の情報開示等を促進し、資本市場関係者とさらに一層の対話を実施していく機会を設ける

- 1 **品質管理基盤**：要請される品質管理体制の確保
- 2 **組織・ガバナンス基盤**：公益監視委員等ガバナンスの充実
- 3 **ICT基盤**：社会のデジタル化に対応するICT実装化
- 4 **人的基盤**：多様かつ一定規模以上の人材の確保
- 5 **財務基盤**：特定の監査報酬に左右されない財務基盤の確保
- 6 **国際対応基盤**：海外に進出する企業活動への対応

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

- ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
- ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
- ③ 更なる透明性の確保
- ④ 品質管理体制の充実
- ⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項

# 「監査法人のガバナンス・コード」に取り入れるべき事項

「会計監査の在り方に関する懇談会」  
論点整理  
(2021年11月)

「監査法人のガバナンス・コード」は、2017年3月の策定時から内容が見直されていないが、策定時からの受入状況・取組状況等を踏まえ、必要に応じて、改訂すべき点がないか検討することが必要である。例えば、以下の点も含め、「監査法人のガバナンス・コード」に取り入れるべき事項が幅広く検討されることが望ましい。

## 1 グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ

- ・ グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人運営を行っているのか

## 2 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応

- ・ 国際的な動向を踏まえ、非監査業務の提供に伴う利益相反や独立性への懸念に対してどのような姿勢で対応しようとしているか

## 3 更なる透明性の向上

- ・ 監査法人が長期的に目指す姿やKPIを公表し、外部の第三者が取組みを評価できるような情報提供を行っているか
- ・ 監査業務の運営の適正性について、監査法人のトップを含めたマネジメントの問題として対応されているか、また、独立した第三者の眼も含めて評価される体制が整っているか

## 4 品質管理体制の充実

- ・ 監査人の交代時や、監査法人の合併時における監査品質の確保に向けた取組みが行われているか
- ・ 構成員の状況(兼業状況や常勤・非常勤の別等)を踏まえた品質管理体制が整っているか

## 5 公認会計士の能力開発

- ・ 所属する公認会計士が、業務と並行して能力開発に十分に取り組むことができる環境が整っているか

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

- ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
- ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
- ③ 更なる透明性の確保
- ④ 品質管理体制の充実
- ⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項

# グローバルネットワークとの関係性・位置づけ

- 全ての大手・準大手監査法人のほか、被監査会社の海外展開への対応が必要となる一部の中小監査法人では、グローバルネットワークに所属し、グループ監査のための体制整備を進めている。
- 大手監査法人の中には、グローバルネットワークの運営や取組みに一定程度関与している例もみられる。また、地域ごとにメンバーファームを統括・管理する動きがあり、日本の大手監査法人のメンバーが、アジア・パシフィック地域における中心的な役割を担っている傾向にある。
- グローバルネットワークとの法的関係、人的関係、メンバーファームが監査報酬に比例して支払うフィー、デジタルツールに係る投資額について、一部の監査法人が開示をしている例もみられる。ただし、ネットワークに起因するリスクに関して記載している例はみられない。

## 【参考】英国の監査事務所のガバナンス・コード C-28 g)

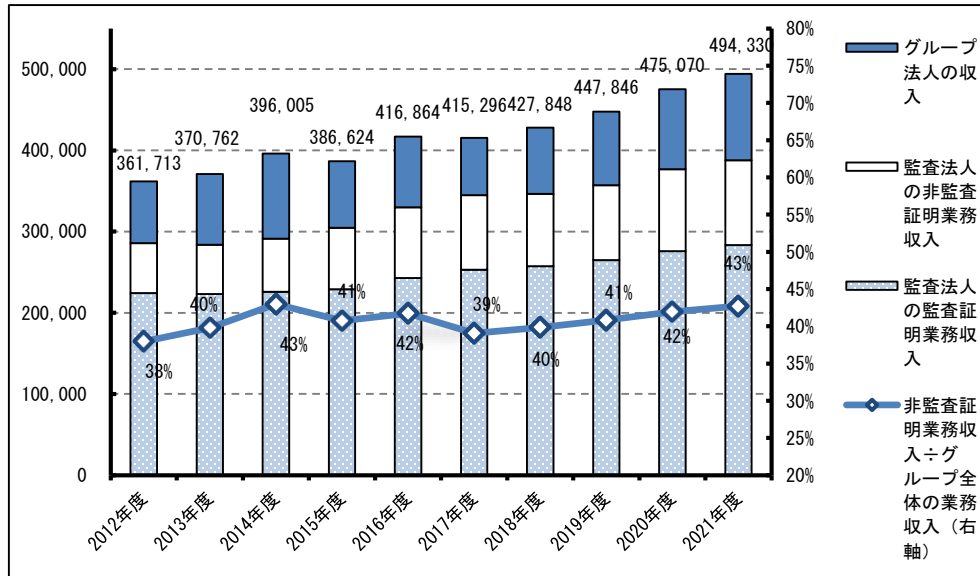
- ・ 透明性報告書において「本行動規範の目的に照らして、監査事務所のグローバルネットワークとどのように相互に関与しているか、及びそれらの取決めの利点とリスクに係る説明」を開示すべき。これには、ネットワークに起因する英国法人のレジリエンスに対するいかなるリスクと、それらのリスクを軽減するために取られたあらゆる措置に対する評価を含めるべき。

	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
グローバルネットワークとの関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 監査マニュアル及び監査ツールの提供を受けるだけでなく、それらの作成・開発に関与する法人もみられる</li> <li>✓ 最高経営責任者や監督・評価機関の委員等がグローバルの重要な会議等に参加するなど、ネットワークの運営に関与する法人もみられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大手と同等のレベルで提携している法人もあれば、グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるに留まり、監督マニュアル等の提供を受けていない法人もみられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ グローバルネットワークのロゴや名称の使用、ネットワーク・ファームの属する国の監査業務の紹介を受けるにとどまり、監査マニュアル等の提供を受けない法人もみられる</li> </ul>
グローバルレビュー	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全ての法人で受けている(毎年)</li> <li>✓ 海外レビューアーが直接検証するケースが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 全ての法人で受けている(毎年～4年に一度)</li> <li>✓ 海外レビューアーが直接検証するケースが多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一部の監査事務所のみ受けている(3年に一度のケースが多い)</li> <li>✓ グローバルネットワークが指定したレビューアーが直接検証するケースが多い</li> </ul>

# グループ法人との関係性・位置づけ

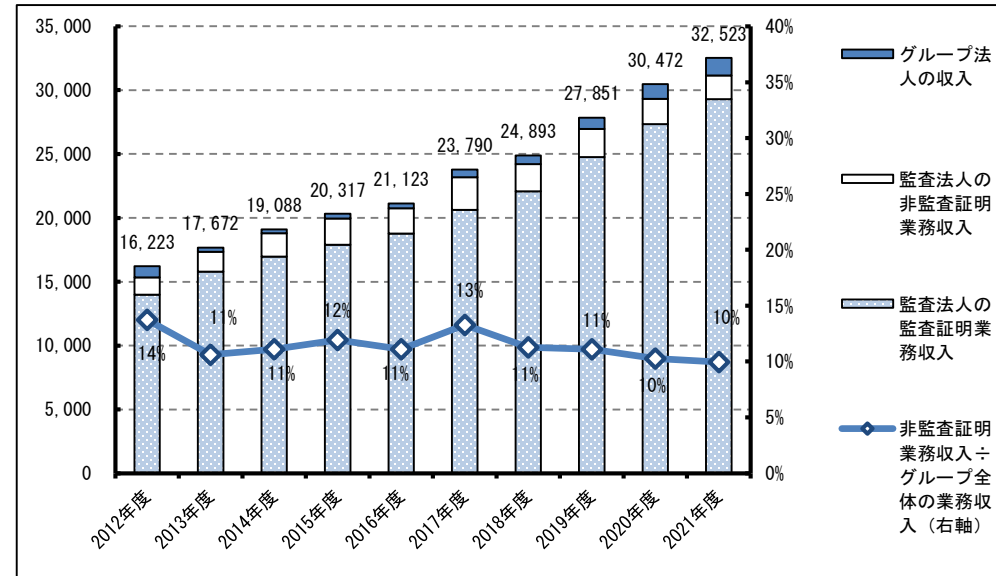
- 大手監査法人が属する国内グループに含まれる法人数の平均は15法人程度、準大手監査法人の場合は4法人程度となっている。これに対して、中小監査法人においては、グループ法人を所有ところは多くない。
- グループ法人間の利害関係や、グループの共同事業を議論する体制を整備し運営しているケースが多い。
- 大手監査法人では、近年はグループ法人の収入の増加により、グループ全体の業務収入における非監査業務の割合は上昇傾向にある。一方、準大手監査法人では、当該割合は大手と比べ低い。

大手監査法人のグループ全体の業務収入における非監査業務収入の推移



- (注1) 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めており、監査法人グループ内のサービスを行う子会社等の収入も含んでいる。
- (注2) 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- (注3) 2017年度において1法人グループが決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、2017年度の業務収入は、決算期を変更した監査法人グループの8か月の業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して12か月8か月を乗じて補正している。
- (注4) 2015年度及び2017年度に、特定の手監査法人が、非監査証明業務を行う事業や子会社を監査法人や子会社等から分離している。

準大手監査法人のグループ全体の業務収入における非監査業務収入の推移



- (注1) 監査法人グループの業務収入は、グループ法人のうち、原則として、監査法人の子会社等に該当する会社の収入を含めている。
- (注2) 非監査証明業務収入は、監査法人の非監査証明業務収入と監査法人の子会社等の収入の合計である。
- (注3) 2016年度において1法人グループが決算期を変更し15か月決算となっており、2016年度の業務報告書は事務年度内に提出されていない。このため、集計上、当該法人グループの2016年度の業務収入には、2015年度のデータを使用している。2017年度の業務収入には、15か月分の業務収入が計上されている。

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ

② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応

③ 更なる透明性の確保

④ 品質管理体制の充実

⑤ 公認会計士の能力開発その他

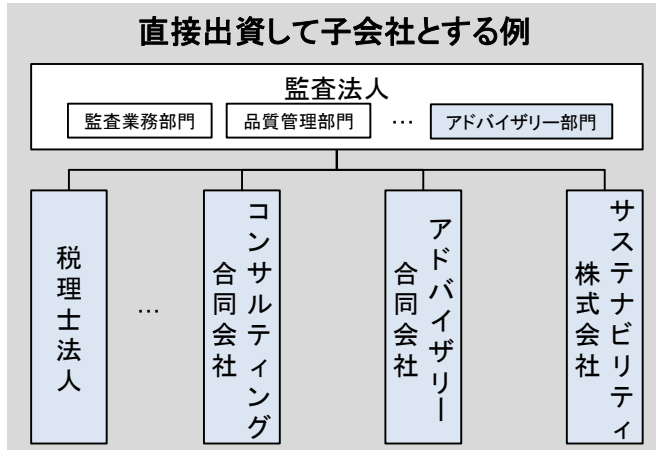
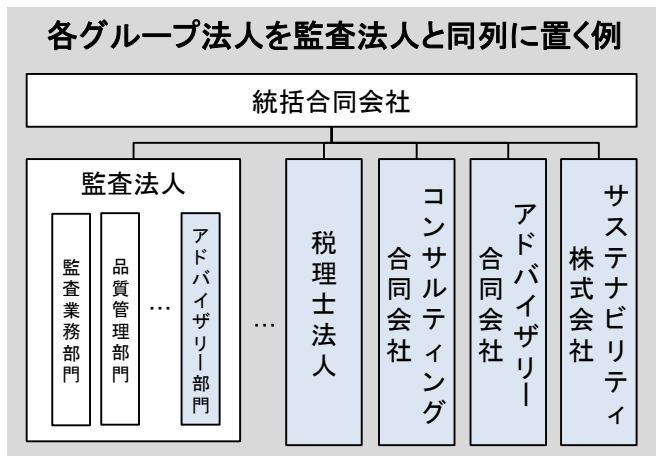
## III. ご議論いただきたい事項



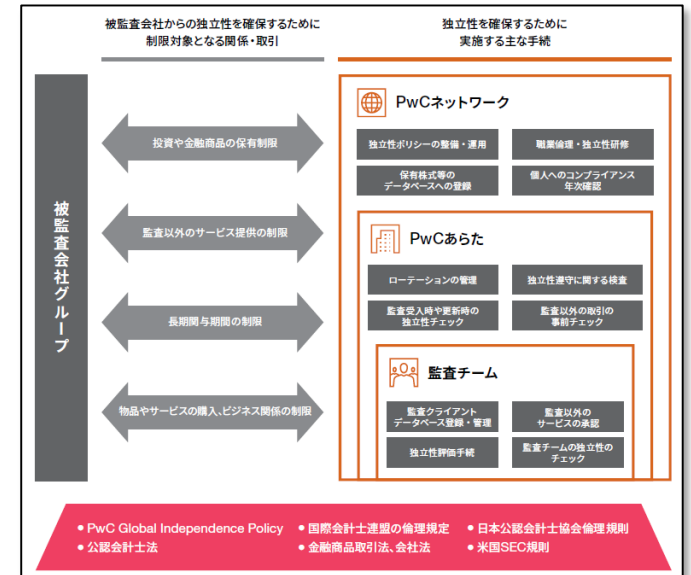
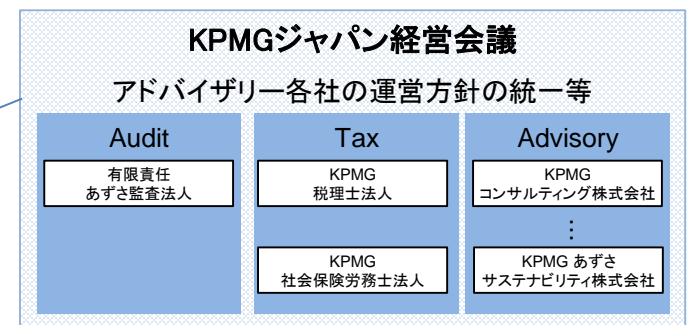
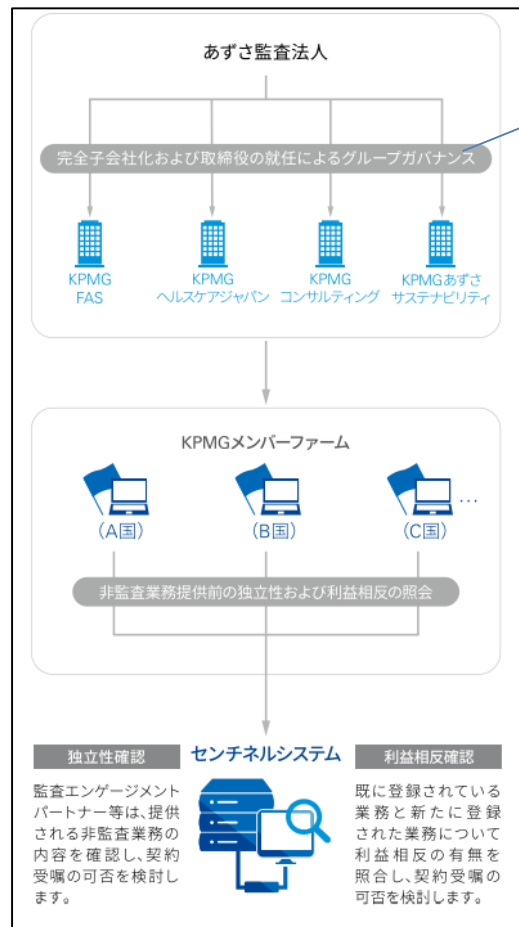
# 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応

- 大手監査法人が属する国内グループ体制については、統括合同会社を設立し各グループ法人を監査法人と同列に置く事例が多いが、どの体制であっても一定程度の非監査証明業務を行っている。
- 法人の中には、透明性報告書において、非監査業務の提供に伴う利益相反や独立性の懸念に対して、どのように対応しているかを説明している例もみられる。

## アドバイザー業務等の実施体制(イメージ)



## 非監査業務の提供に伴う利益相反や独立性の懸念への対応の一例



[出典] 各法人のウェブサイトに掲載している透明性報告書等をもとに、金融庁で一部加工して作成



## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ

② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応

③ 更なる透明性の確保

④ 品質管理体制の充実

⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項

# 更なる透明性確保①(ガバナンス)

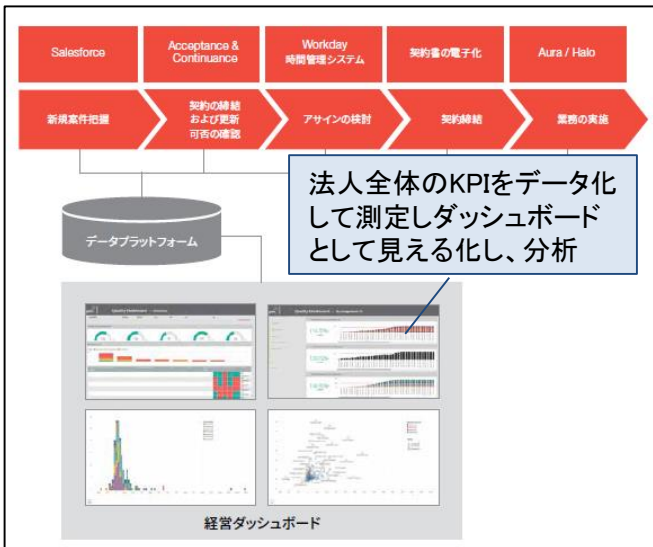
## 「会計監査の在り方に関する懇談会」 論点整理 (2021年11月)

- 監査法人が長期的に目指す姿や KPI を公表し、外部の第三者が取組みを評価できるような情報提供を行っているか
- 監査業務の運営の適正性について、監査法人のトップを含めたマネジメントの問題として対応されているか、また、独立した第三者の眼も含めて評価される体制が整っているか

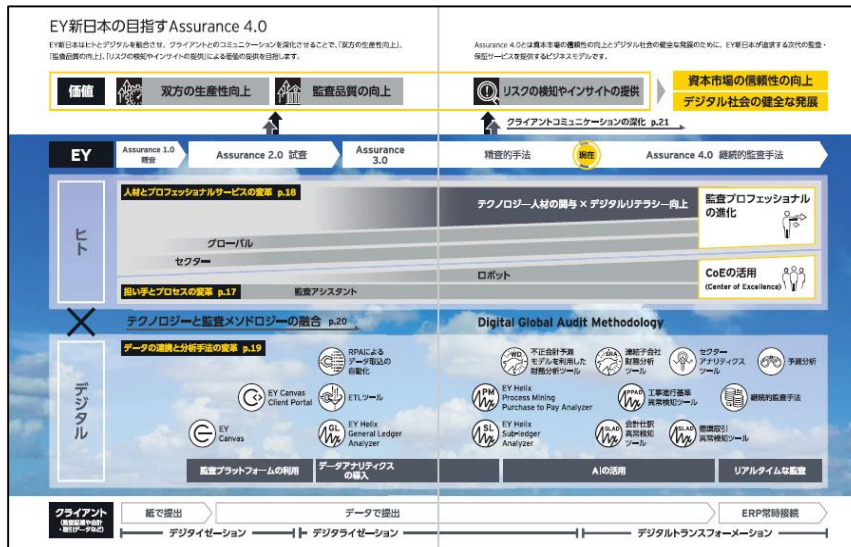
## 【参考】英国の監査事務所のガバナンス・コード C-24

- 監査法人は、リスク管理及び内部統制システムを監視し、少なくとも年1回、その有効性のレビューを実施すべき。INEsは、財務、運営、コンプライアンスに係る統制及びリスク管理システムを含む全ての重要な統制を対象とするレビューに関与すべき。

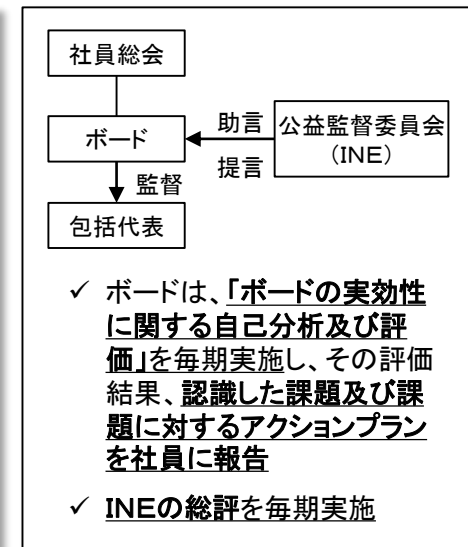
### 経営ダッシュボード(PwCあらた)



### 中長期的に目指す姿(EY新日本)



### ガバナンス体制の評価(トーマツ)

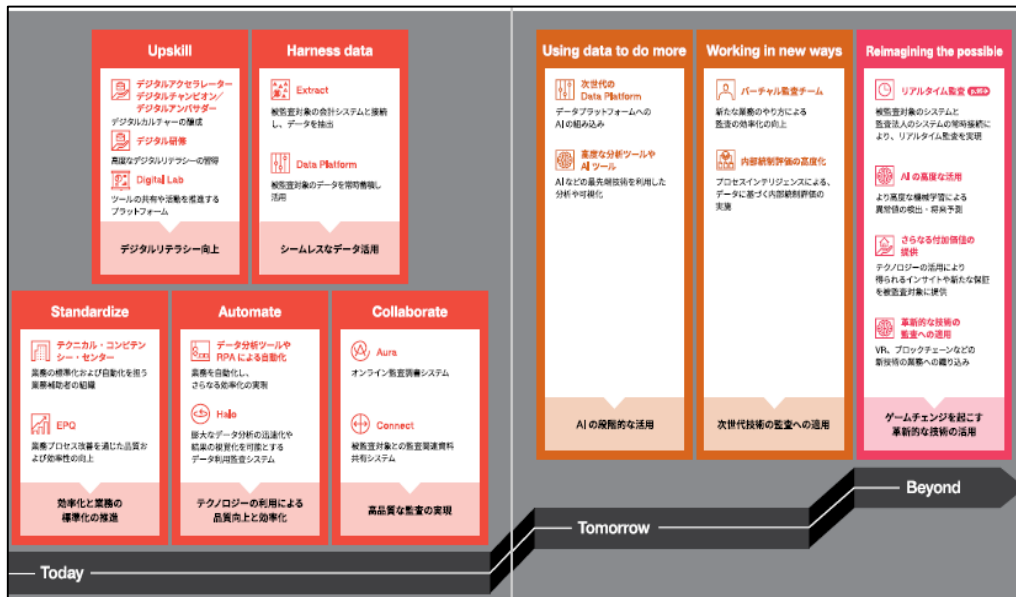


【出典】各法人のウェブサイトに掲載している透明性報告書等をもとに、金融庁で一部加工して作成

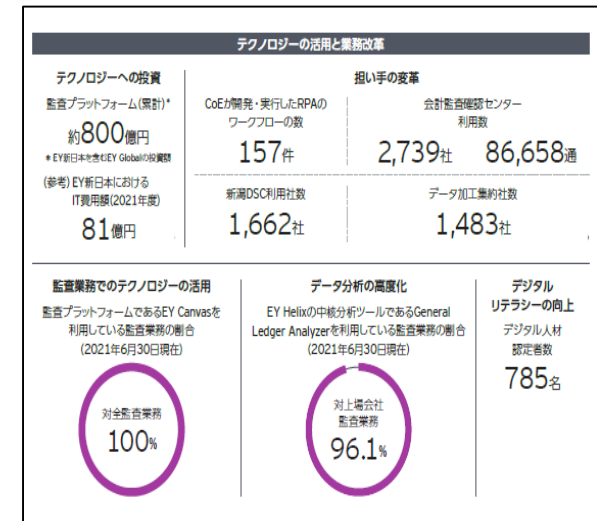
# 更なる透明性確保②(IT・デジタル)

- 大手監査法人の中には、透明性報告書において、テクノロジーの投資額や、テクノロジーを活用した監査業務の中長期的な方向性などを説明している例がみられる。
- 中小監査法人もIT 基盤の実装化が必要であるが、IT関連の人材不足や財政的な課題を抱えているため、一部の準大手監査法人が中心となって、中小監査法人と協力し電子監査調書システムの構築などを進めている例もみられる。また、一部の中小監査法人でも、IT 投資、IT 人材育成、サイバーセキュリティ、データのクラウド保管、監査調書の電子化など、新しいテクノロジーを積極的に取り入れて業務を遂行できるように取り組む例もみられる。

テクノロジーロードマップ(PwCあらた)



テクノロジーへの投資額(EY新日本)



【出典】 各法人のウェブサイトに掲載している透明性報告書

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

- A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営
- B) その他検討すべき事項
  - ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
  - ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
  - ③ 更なる透明性の確保
  - ④ 品質管理体制の充実
  - ⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項

# 「監査法人のガバナンス・コード」と「改訂品質管理基準」との主な対応関係

## 監査法人のガバナンス・コード

### 原則1 監査法人が果たすべき役割

- トップの姿勢等の明確化、開放的な組織文化・風土の醸成、非監査業務の位置付けの明確化など

### 原則2 組織体制(経営機能)

- 経営機関の設置、その役割の明確化や構成員の選任

### 原則3 組織体制(監督・評価機能)

- 独立性を有する第三者の活用

### 原則4 業務運営

- 経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有、人材育成・人事管理に係る方針の策定・職業的懐疑心の発揮に向けた動機付け、監査チームと被監査会社との深度ある意見交換など

### 原則5 透明性の確保

- 本原則の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する開示の充実、市場参加者等との積極的な意見交換の実施、監査法人内外からの意見を踏まえてマネジメントの改善(PDCAの実行)など

## 改訂品質管理基準

### 五 ガバナンス及びリーダーシップ

- 健全な組織風土の醸成、最高責任者等が果たすべき主導的役割と責任の明確化、適切な組織構造と職務分掌、業務運営に関する資源の適切な利用など

### 六 職業倫理及び独立性

- 職業倫理の遵守や独立性の保持(非監査業務が独立性に与える影響の考慮)など

### 七 監査契約の新規の締結及び更新

- 監査業務の内容、経営者の誠実性、監査事務所の能力等の考慮など

### 八 業務の実施

- 監査チームによる責任の理解、職業的専門家としての懐疑心の発揮など

### 九 監査事務所の業務運営に関する資源

- 専門要員の採用・教育、人材配置、テクノロジー資源・知的資源の入手・利用など

### 十 情報と伝達

- 監査事務所内外との情報交換、上場会社監査における監査役等とのコミュニケーション等の実施

### 十 情報と伝達

- 監査報告の利用者が品質管理システムの状況等を適切に評価するための十分な透明性の確保

### 十一 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス

- モニタリング及び改善プロセスの構築、改善活動の実施など

### 十三 品質管理システムの評価

- 品質管理システムの評価(少なくとも年に一度)

### 十二 監査事務所が所属するネットワークへの対応

- ネットワークの要求事項の適用又は業務運営に関する資源等の利用など

### 十四 監査事務所間の引継

- 後任の監査事務所への引継及び前任の監査事務所からの引継の適切な実施など

# 品質管理体制の充実

## 「会計監査の在り方に関する懇談会」 論点整理 (2021年11月)

- 監査人の交代時や、監査法人の合併時における監査品質の確保に向けた取組みが行われているか
- 構成員の状況(兼業状況や常勤・非常勤の別等)を踏まえた品質管理体制が整っているか

## 改訂品質管理基準

### 監査事務所間の引継

- 監査事務所に対し、監査人の交代が監査業務の質に重大な影響を及ぼさないようにするために、後任の監査事務所への引継及び前任の監査事務所からの引継に関する品質目標を設定することを求めている
- 監査実施の責任者に対し、実施した引継の状況を適切な部署又は者に報告することを求めている

### 監査事務所の業務運営に関する資源

- 監査事務所に対し、「品質管理システム」の整備・運用のために、人的資源のほか、テクノロジーや知的資源を含めて「監査事務所の業務運営に関する資源」(外部から取得するものも含む)と位置づけ、監査事務所に対し、以下を品質目標として設定することを求めている
  - ✓ 人的資源について、採用、教育、訓練及び評価
  - ✓ テクノロジー資源や知的資源の入手、開発、利用、維持等
- 監査実施の責任者に対し、監査チームが監査事務所の業務運営に関する十分かつ適切な資源を適時に利用可能か判断し、不十分と判断した場合等には、適切な措置を講じることを求めている

## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ

② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応

③ 更なる透明性の確保

④ 品質管理体制の充実

⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項



# 公認会計士の能力開発

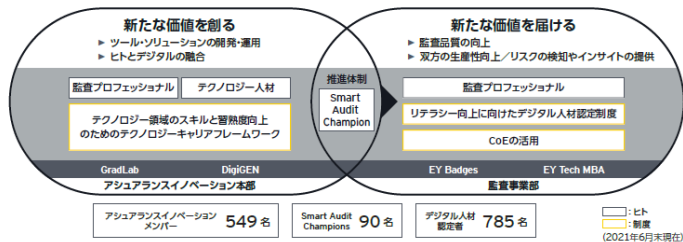
## 「会計監査の在り方に関する懇談会」 論点整理(2021年11月)

- 所属する公認会計士が、業務と並行して能力開発に十分に取り組むことができる環境が整っているか

- 大手・準大手監査法人では、eラーニングの仕組みにより、個人の習熟度に応じて、それぞれの都合の良い時間と場所で教育・訓練を受けることを可能にしている。これに対して、中小監査法人の多くは、監査実施者の経験や能力、被監査会社の業種などに応じた研修を提供することが困難となっている状況。一方で、一部の法人では、eラーニングの仕組みを整備しているところもみられる。
- 大手監査法人では、IT・デジタル人材の育成に注力しており、所属する公認会計士が業務と並行して能力開発に十分取り組むことができる環境整備に向けて、創意工夫して取り組んでいる。また、準大手監査法人の中には、監査における不正への対応を強化する観点から、ITテクノロジーの利用促進は最も重要性の高い分野と位置づけ、監査業務にITテクノロジーを積極的に活用している例もみられる。

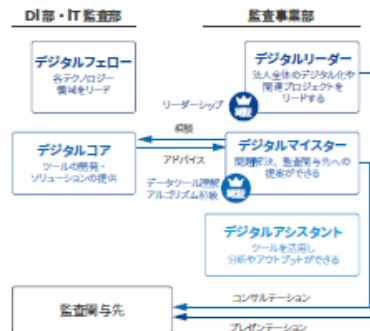
### デジタル人材認定制度(新日本)

- 人材開発の重点領域に従ったキャリアパスを職員に示すとともに、職員のプロアクティブな自己のキャリア開発を中長期にサポートするため、各種認定制度を創設



### デジタルスキル向上「全員デジタル化」(あずさ)

- デジタル時代の監査をリードする人材を育成するためのプログラムを導入し、対象者は2年間の稼働時間の70%を投入し、デジタルコアの指導を受けながら、データ分析や監査の自動化推進などを遂行



### ITの専門能力を有する人材の活用(太陽)

- 公認会計士は、専門研修を受講し比較的簡易なデータ・アナリティクスを監査業務で利用
- 高度な専門知識のあるIT専門家を監査チームに含めて、比較的高度なデータ・アナリティクスを監査業務で利用





## I. 公認会計士／会計監査を巡る環境変化と取組みの進捗

## II. 監査法人の取組みを踏まえた主な論点

A) 上場会社監査を担う中小監査法人のあるべき組織的な運営

B) その他検討すべき事項

- ① グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけ
- ② 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応
- ③ 更なる透明性の確保
- ④ 品質管理体制の充実
- ⑤ 公認会計士の能力開発その他

## III. ご議論いただきたい事項

# ご議論いただきたい事項

- 監査法人のガバナンス・コードを改訂するにあたり、規模等に応じて実効性のある内容となるようにするには、以下の事項についてどう考えるか。

## 1 コードが対象とする監査事務所

- 現行コードは大手監査法人を想定した内容になっているが、対象を中小監査法人に限定したコードを新たに作成することはせず、「上場会社監査を担う監査法人」を想定として、あるべき組織的運営となるように内容を見直すことについて、どう考えるか。
- この場合、中小監査法人の規模等によって、コードの受け入れに際しての課題も様々あることが考えられるため、日本公認会計士協会が中小監査法人の相談に応じて体制整備を支援することについて、どう考えるか。
- また、コードを受け入れた中小監査法人に対して、当該法人のガバナンスが実態を伴ったものとなるよう、外部からのガバナンスの確認や改善の余地がある事項のフィードバック、参考となる事例の共有などのフォローアップを継続的に行うことについて、どう考えるか。
- 「上場会社監査を担う監査法人」以外の監査法人も自主的にコードを採用することも妨げない場合、新たな上場会社監査の担い手の裾野を広げる観点から、当該監査法人にとって監査品質の向上や監査報酬の向上につながるように、何かインセンティブ(例えば、日本公認会計士協会による市場参加者との対話を行う機会の付与など)をつける必要性について、どう考えるか。

## 2 コードの位置づけ・構成や記載内容

- コンプライ・オア・エクスプレインの手法のもと、会計監査の品質を持続的に向上させることを促すような原則の記載内容として、どのようなものが考えられるか。
- 現行コードの構成を維持することについて、どう考えるか。
- コードはコンプライ・オア・エクスプレインの手法をとっているため、コードにおいて、法令で定められる事項(例えば品質管理に関する情報開示の義務づけなど)や改訂品質管理基準の要求事項を記載しないことについて、どう考えるか。

# ご議論いただきたい事項

- 監査法人のガバナンス・コードを改訂するにあたり、規模等に応じて実効性のある内容となるようにするには、以下の事項についてどう考えるか。

## 3 中小監査法人の受入れに馴染む工夫

- 規模等に応じて実効的な監督・評価機能を確保する観点から、形式的な監督・評価機関の設置は必須としないことを明確にするとともに、監督・評価機関を設置していない場合の代替的な手法(独立性を有する第三者の活用)を例示することについて、どう考えるか。この場合、これまで監督・評価機関を設置していた監査法人が改訂コードの適用により監督・評価機関を設置しなくなる可能性について、どう考えるか。
- 上場会社監査を担う中小監査法人に対しては、法令で一定の情報開示を義務づけた上で、コードによって規模・特性等を踏まえて段階的に開示の充実を促していく方向性について、どう考えるか。この場合、日本公認会計士協会による中小監査法人への支援内容やその在り方も含め、段階的に充実した開示を促していく仕組みについて、どう考えるか。

## 4 グローバルネットワークやグループ法人との関係・位置づけ

- グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人運営を行っているのかを明らかにして説明させることの意義について、どう考えるか。
- グローバルネットワークを起因とする、自律的な業務運営に対するリスクとその対応策を説明させることの意義について、どう考えるか。
- グループ法人間のコンフリクトをどのように解消しているかも含めて、法人の業務運営がグループ法人から不当な影響を受けないために講じている対応策を説明させることの意義について、どう考えるか。

## 5 非監査業務の提供に伴うリスクへの対応

- 非監査業務の提供に伴う利益相反や独立性の懸念に対して、具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにし説明させることの意義について、どう考えるか。

# ご議論いただきたい事項

- 監査法人のガバナンス・コードを改訂するにあたり、規模等に応じて実効性のある内容となるようにするには、以下の事項についてどう考えるか。

## 6 更なる透明性の確保

- 例えば、監査法人の中長期に目指す姿やKPIなど、ガバナンスに関する情報開示を充実させることの意義について、どう考えるか。具体的にどういった情報を開示すべきか。
- 社会のデジタル化を含めたテクノロジーの進化に対応するIT基盤の実装化や積極的なテクノロジーの活用に向けた対応状況(現状と将来の方向性)を説明させることの意義について、どう考えるか。具体的にどういった情報を開示すべきか。
- 法人の構成員が多様かつ必要な人材が確保されている状況を説明させることの意義について、どう考えるか。具体的にどういった情報を開示すべきか。
- 特定の監査報酬によって財務基盤が左右されるリスクやその対応策を説明させることの意義について、どう考えるか。具体的にどういった情報を開示すべきか。
- 海外に進出する企業活動への対応状況を説明させることの意義について、どう考えるか。具体的にどういった情報を開示すべきか。
- 監査法人による開示内容がボイラープレート化にならないような仕組みについて、どう考えるか。
- 市場参加者による監査品質の評価に資するように、監査法人において情報開示の充実を促すための仕組みやインセンティブづけについて、具体的にどういったことが考えられるか。

## 7 その他

- 監督・評価機関や独立機関の構成、独立性を有する第三者の選任方針などについて説明させる必要性について、どう考えるか。
- このほか、議論すべき事項はないか。